

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び野洲市契約規則（平成 16 年野洲市規則第 55 号）第 6 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 22 日

野洲市長 山仲 善彰

1. 入札に付する事項

- (1) 電力調達名称 野洲市立幼稚園・こども園電力調達
- (2) 電力調達場所
滋賀県野洲市市三宅 248 番地 北野幼稚園
滋賀県野洲市小篠原 2142 番地 25 野洲幼稚園
滋賀県野洲市永原 474 番地 祇王幼稚園
滋賀県野洲市吉地 1120 番地 1 中主幼稚園
滋賀県野洲市三上 134 番地 三上幼稚園
滋賀県野洲市小篠原 200 番地 さくらばさまこども園
滋賀県野洲市大篠原 1414-2 篠原こども園
滋賀県野洲市行畑 1 丁目 2 番 25 号 ゆきはたこども園
- (3) 電力調達業務概要 北野幼稚園ほか 7 施設で使用する電力の供給
- (4) 予定使用電力量 平成 29 年 7 月 1 日 0 時から平成 30 年 6 月 30 日 24 時までの使用
見込み 別表 1 のとおり
- (5) 予定力率 100% (平均)
- (6) 電力供給期間 平成 29 年 7 月 1 日 0 時から平成 30 年 6 月 30 日 24 時まで

2. 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格審査においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定により一般電気事業の許可を受けている者（以下「一般電気事業者」という。）又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定により特定規模電気事業の届けをした者（以下「特定規模電気事業者」という。）であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (6) 公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を 12 ヶ月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。
- (7) 調達物件を所定の場所に納品することができる者であること。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (8) 野洲市暴力団排除条例第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当するものでないこと。
- ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団員」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に

利用するなどしている者

3. 一般競争入札参加資格審査の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。また、申請期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 業務履行実績調書（様式2）
- ウ 一般電気事業者の場合は、経済産業大臣の許可書の写し、特定規模電気事業者の場合は、届出書の写し
- エ 使用印鑑届（様式3）
- オ 委任状（様式4）※本社から受任する場合
- カ 商業登記簿本（履歴事項全部証明書）申請日において発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
- キ 都道府県税納税証明書（未納がないことの証明書）申請日において発行後3ヶ月以内のもの（写し可）※本社から受任する場合は、受任地の証明書とする。
- ク 国税（法人税、消費税及び地方消費税）につき未納がないことの証明書（その3の3）。申請日において発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
- ケ 印鑑証明書 申請日において発行後3ヶ月以内のもの（写し可）
- コ 誓約書（野洲市暴力団排除条例関連、代表者印（実印）を押印すること。）
- サ 会社役員名簿（野洲市暴力団排除条例関連）

※平成28年度または平成29年度野洲市物品供給・役務提供業者一覧に登載されている者は、上記エからサまでの書類の提出を省略することができる。

(2) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

- ア 提出期間：平成29年3月22日（水）から平成29年4月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。郵送の場合は、平成29年4月4日（火）午後5時必着とする。）
- イ 提出方法：持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は封筒に「一般競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便で郵送すること。
- ウ 提出場所：〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
野洲市健康福祉部こども課（野洲市役所西別館 1 階）
電話 077-587-6052（直通）

4. 仕様書、入札説明書の配付の場所及び日時

3（2）ウに定める場所及び3（2）アに定める日時のとおりとする。

5. 契約条項を示す場所及び日時

3（2）ウに定める場所及び3（2）アに定める日時のとおりとする。

6. 入札参加資格の確認

3に定める入札参加の申請を行った者が、2に定める入札参加に必要な資格を有するかどうかを審査し、当該審査の結果を平成29年4月10日（月）に一般競争入札参加資格確認通知書により当該申請を行った者に郵送により通知する。

7. 入札の日時及び場所

ア 日時：平成29年4月27日（木）午前10時15分

イ 場所：滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市役所本館2階 庁議室

8. 入札の方法

入札は、6の規定により2に定める入札参加に必要な資格を有する者として一般競争入札参加資格確認通知書により通知を受けた者が入札書を持参し投かんすることにより行うこととする。（詳細については入札説明書参照のこと。）

9. 落札者の決定方法

ア 野洲市契約規則（平成16年野洲市規則第55号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合は、「くじ」によって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は「くじ」を引くことを辞退することができないものとする。

10. 入札の無効

2に定める入札参加に必要な資格のない者が行った入札及び申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札説明書に示す入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、その落札決定を取り消す。

なお、野洲市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に2に定める入札参加に必要な資格のない者がした入札は、無効とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

12. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止又は延期することができる。

また、入札者の談合情報があったときは、中止又は延期することができる。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

13. その他

- (1) この入札による契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とし、契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することがある。
- (2) 入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の期間前において辞退届を提出すること。
- (3) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3（2）ウに同じ
- (5) 詳細は入札説明書による。